

# 伊丹市立有岡小学校いじめ防止等のための基本方針

伊丹市立有岡小学校

## (1) 本校のいじめに対する教育方針等

本校の学校教育目標である「心身ともにたくましく感性豊かに主体的に行動できる子」を育むために、知・徳・体の調和の取れた人間性豊かな人格形成をめざし、内在する個人の可能性と個性の伸長を追求し、自ら学び、自ら考え、自ら行動できる心豊かな有岡の子（有っ子）の育成を図る。そのために、生活指導を通して、いじめを決して起こさないための指導体制を構築し取り組む必要がある。また、保護者や地域と連携し、総がかりで児童の育成を図らなければならないと教職員が共通理解している。

## (2) いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針等の実現のため、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## (3) 基本方針策定の法的根拠

伊丹市立有岡小学校基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）を参酌して策定する。

## (4) いじめ防止等の取組の基本的な方向

- (ア) 人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開し、すべての児童に基本的な生活習慣を身につけさせ、豊かな人間性を養う。  
(規範意識を持ち・あいさつする子を育てる。)
- (イ) 集団生活の基礎を身につけさせ、一人ひとりが楽しく学校生活を送れるようにする。  
(自己肯定感・存在感・友だち・ものを大切にする子を育てる。)
- (ウ) お互いに認め合い、高め合う仲間作りをする。  
(人の気持ちを思いやることのできる子を育てる。自然や命を大切にする。)

## (5) 教育課程上の生活指導の位置づけ

生活指導は、教育課程における特定の教科等だけで行われるものではなく、教育課程のすべての領域で機能されるべきものである。そして、休み時間や放課後に行われる個別的な指導、補充的な学習指導、随時の教育相談など教育課程外の教育活動においても機能するものである。

また、特別活動の充実による望ましい学習集団づくりや、道徳の充実による規範意識の育成や望ましい人間関係づくりを図る。

## (6) 教職員の生活指導体制

### ①生活指導体制

生活指導が組織的に機能することが重要であることから、生活指導部会を原則として月1回定期的に開催する。生活指導部会の構成員は、校長、教頭、生活指導担当者、各学年生活指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラーとし、その他必要に応じて校長が指名する。また、協議事

項は、生活指導目標に基づく生活指導計画の企画立案、その進捗状況、児童の実態把握に基づく情報交換、それに基づく対処方針及び具体的な取組計画等である。

生活指導部会の協議結果等は、必要に応じて職員会議や学年会議等において周知し、一人で抱え込まず、全教職員で共通理解を図り、組織的な取組に展開する。

## ②具体的な指導と取組

- (ア)「有っこのきまり」の徹底
- (イ) 教室は、登校時に鍵を開け、下校時に閉める。教室移動の場合も施錠する。
- (ウ) 学習用具（はさみ、裁縫道具、コンパス）の管理。
- (エ) 年間の生活目標を決め、達成に向けて取り組む。
- (オ) 問題行動の早期発見と職朝・職員会議等での報告・交流(スクールカウンセラーとの連携)
- (カ) 不登校児童の早期発見と早期対応（欠席児童への対応の強化）
- (キ) 児童会・各部との連携を図り進めていく。
- (ク) 学級懇談会・学校だより・学年通信・PTA 広報を通して、学校の教育方針を保護者に理解してもらうとともに、保護者からの情報を指導の中に反映していく。

## (7) 学校、家庭、地域の連携

本校はかねてより、学校教育目標にも地域や家庭との連携の推進を掲げ、教育活動のあらゆる分野について可能な限り情報を公開し、地域の諸団体等やPTAとの連携の下、取組を進めてきている。今後も、PTAや有岡地区まちづくり協議会・スポーツクラブ21等と連携した取組を積極的に展開していく。また、子ども福祉課やスクールソーシャルワーカー、警察など関係諸機関との連携を密にし、それぞれ情報を共有し何でも話し合える関係を構築する。

## (8) 児童会等による主体的な活動

本校では、児童会等による主体的な活動を充実させ、所属する集団を、自分たちの力で円滑に運営することを学ばせる。また、集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ばせる。さらに、集団としての連帯意識を高め、集団の一員としての望ましい態度や行動の在り方の学びを充実させる。(児童集会等でのいじめ防止の啓発劇、いじめ防止啓発ポスターの作成、朝の挨拶運動、生き物の世話等)

## (9) いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### ①職員の共通理解を図り、一貫した指導体制をとる。

問題が発生したとき全職員が事実を把握して共通理解し、同じ方向を向いて同じ姿勢で児童の指導に当たることはとても大切なことである。そのための情報交換は密に行う。また、大きな問題に発展しないうちに、普段から学年会や職員会議などで気になる児童の様子やその指導について報告し合い、適切な指導方法について研修していく。不正や反社会的行動に対する毅然とした指導が必要である。

### ②開かれた学級作り

問題が起きた場合、問題の質や大小に関わらず、必ず生活指導担当に連絡する。そして学年や生活指導部、あるいは職員全体で臨機応変に対応する。早ければ早いほど効果的な対応ができる。管理職は、普段からそれぞれの教室に顔を出し、児童の様子を見る。生活指導担当も出来る限り教室を覗き、児童の様子を観察する。教室は、いつもドアや窓を開け、どの先生が入ってきても

不自然でない環境と雰囲気を作る。

### ③日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 具体的対応マニュアル

## (10) いじめの未然防止

### ①いじめを生まない土壌作り。

学習規律、学校や学級のきまり、他者への思いやり、協力することの大切さ、働くことの尊さなど学級経営の根幹となる事柄について、児童に話し合わせ、繰り返し丁寧に教えていく。また、授業や生活における満足感を高めていく。最初の一週間が肝心であり、初めの一ヶ月が勝負である。

### ②いじめ防止の指導計画の作成

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

## (11) いじめの早期発見

### 児童の人間関係・生活背景を把握し、変化や予兆を素早くつかむ。

観察と対話による児童理解を進める。何を訴えようとしているのか、なぜそんな行動をとるのか、家庭ではどんな暮らしをしているのか、注意深く愛情を持って子どもを見つめることや被害児童が自ら大人に伝える力や周りの児童が気づき大人に伝える力を身につけさせることも大切である。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃すことのないよう、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

## (12) いじめ発生時の対処

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

## (13) 重大事態への対応

### ①重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児

童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

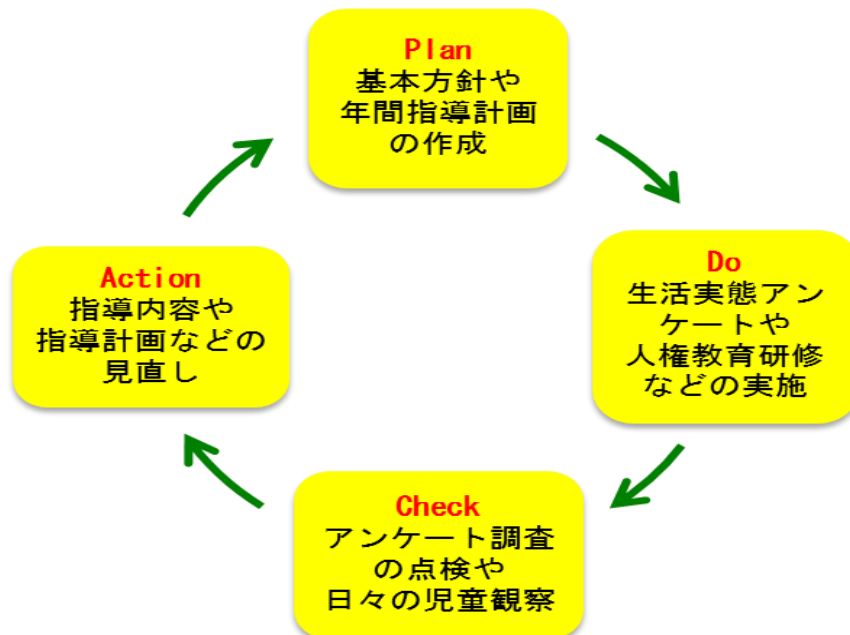
## ②重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって、いじめ問題対策委員会で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会の附属機関に協力し、事態の解決に向けて対応する。

### (14) 基本方針に係る PDCA サイクル

年度当初に基本方針と年間指導計画（別紙3）を作成し、年間指導計画に沿って生活実態アンケート調査や研修、生活指導などを実施する。そして、アンケート調査結果を点検したり児童の様子や変化を観察したりして、指導内容や指導計画、基本方針を見直していく。



### (15) その他の留意事項

誰からも信頼される小学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、学級懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、アンケート等で児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。